

答申第237号（諮問第243号）

「群馬県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成27年度分）」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県教育委員会教育長が行った部分開示決定のうち、別表2（エ）欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、令和2年9月1日付けで、「群馬県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成27年度分）」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 開示決定期間の延長

実施機関は、令和2年9月14日付けで本件請求に対して開示決定等の期間を延長し、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（延長の理由）

開示請求された公文書の特定や開示・非開示の審査など開示決定等に係る事務に時間を要するため。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を別表1（あ）欄の文書（以下「本件公文書」という。）であると特定し、令和2年10月15日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、別表1（い）欄の情報を開示しない理由を別表1（う）欄のとおり付して、請求人に通知した。

4 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和2年11月26日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和3年1月15日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

6 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和3年1月27日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

7 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和3年3月24日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

第3 争点

本件処分で非開示とされた部分が条例第14条第2号又は第6号に該当するとした部分開示決定が妥当か。

第4 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

部分開示決定処分を取消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 加害教員の氏名は被害児童生徒を識別できる情報ではない

ア 本件処分は、条例、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件、同68号事件（確定））、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件（確定））、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非開示決定取消請求事件（確定））等に照らし違法な非開示部分を含むものである。

イ 本件公文書と同種の公文書について、群馬県公文書開示審査会第二部会が行った答申第222号（令和元年5月16日。以下「答申第222号」という。）は、「加害教員の氏名については、加害教員の個人情報としては、本号本文前半に該当するものの、本号ただし書ハに該当するため、非開示とすべきではないことになる。」と正しく認定しながら、「加害教員の氏

名が開示された場合には、既に開示されている本件審査請求に係る公文書において体罰等の発生日、被害児童生徒の学年、学級、性別、部活動名及び体罰等の発生状況が記載されていることからすると、体罰事案発生当時当該学校に在籍していた児童生徒やその保護者、関係者等が入手あるいは入手しうる情報と照合することによって、被害児童生徒個人を識別することができると考えられる」として、被害児童を識別できる情報だとする。さらに、「加害教員の氏名は、一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報と照合することによって、被害児童生徒を識別することができる情報であるとは認められない」と正しくこれも認定しつつ、他方で「既に開示されている本件請求に係る公文書には、被害児童生徒が体罰等を受けた回数や態様に関する事実、及び、加害教員が体罰を行う事を決意するに至った被害児童生徒側の言動や態度（授業や部活動に真摯に取り組んでいない等）や体罰を受けた後の被害児童生徒の反省の状況等が克明に記載されている。これらの被害児童生徒に関する記載は、被害児童生徒の名誉、能力及び人格に関わる情報であり、被害児童生徒にとって極めて秘匿性が高い情報である。そのため、加害教員の氏名を開示することによって被害児童生徒が特定された場合には、体罰等の直接の被害を受けた上に、学校や地域において、体罰等を受けた当該児童生徒にも非があるのではないかといった偏見や好奇の目にさらされるという二次被害を被ることも想定されうる。そうした事態になれば、被害児童生徒は、心に深い傷を負い、周囲の者への不信を募らせるなど人間関係を構築する上での支障が生じたり、自己肯定感を喪失するなど、心身の発達において回復し得ない深刻な事態を招くおそれがあることを否定できない。」として、対象公文書の全ての体罰事件が「被害児童生徒にとって極めて秘匿性の高い情報」であるゆえ、「特定人基準」を採るべきであるとするが、関連する判決に違反する。

ウ 「特定人基準」を採ることが許されるのは、「個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合」、すなわち、当該被害児童生徒が「特異な行動をとったと認められるようなもの」やその「名誉を大きく侵害するようなもの」に限られ、そうでない場合は「一般人」を基準とせねばならない（「一般人基準」）。平成29年地裁判決の対象文書は、特定人基準を採らなければならないものではないので、一般人基準を採るべきであり、その結果、「加害教員の氏名」「体罰事故の発生場

所」「部活動名」「部活動名を特定し得るような体罰事故の発生場所」「当該被害生徒の部活動における役名」などは開示されるべきであるとする。これはすなわち、学校名を公開し、さらにその上加害教師が担任である場合や部活動での体罰があった場合でも、加害教員や部活動名も原則公開すべきとしているのである。大規模校であろうとなかろうと、このような範囲までの開示が求められれば、対象児童生徒の範囲は同様に相当程度絞られるのであって、にもかかわらず一般人基準からは学校、教員名等の非開示は認められないとするのが裁判所の判断である。

- エ 答申第222号は、対象文書記載の全ての体罰事件につき、その個別具体的内容を精査することなく、「被害児童生徒にとって極めて秘匿性の高い情報」としているが、関連する判決は、体罰事件の中でも「特異な行動をとったと認められるようなものや当該被害生徒の名誉を大きく侵害するようなもの」に限って例外扱いの余地を認めるに過ぎず、体罰事件全てに特定人基準を採ることは「非開示の範囲が無限に広がりかねず、ひいては、市民の知る権利を具体化し、市の諸活動を市民に説明する責務を全うして、市民の市政への参加等を推進するという本件条例における情報公開制度の趣旨を大きく没却する結果となり、相当でない。」と明確に否定している。
- オ 答申第222号は、「特定の個人を識別できるもの」に該当するか否かの判断においては、特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、」そうでない場合は一般人基準を採るのが「平成29年3月2日神戸地方裁判所判決」の立場のごとく書いているが誤りである。本判決は、「個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合」（体罰事件では児童生徒が「特異な行動をとったと認められるようなものや当該児童生徒の名誉を大きく侵害するようなもの」に限る）に「特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合」すなわち特定人基準を取る余地があるといっているにすぎず、「特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合の結果」として「個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性認められる場合」を考えているのではない。

カ 関連する判決では、対象者が10名程度に限られる場合に限り加害教員の氏名は児童生徒を特定し得る情報であるから非開示とできるとの主張さえ、裁判所の受け入れるところとはなっていない。であれば「既に開示されている本件請求に係る公文書において体罰等の発生日、被害児童生徒の学年、学級、性別、部活動名及び体罰等の発生状況に記載されている」ことから児童生徒が特定可能、などという主張は裁判における主張より一般的・広範なものであって、認められないというべきである。

(2) 「学校名」「学校名を特定できる情報」は加害教員の氏名も児童生徒も識別できる情報ではないこと

答申第222号は「加害教員の氏名と同様の理由により」等と極めて簡単に非開示を認めているが、到底認められない。そもそも学校名や校長名、市町村名や教育長名から教員名や児童生徒名を識別できるとは「一般人基準」からはいえない。「特定人基準」を取った場合、学校関係者なのであるから、そもそもこうした情報は個人識別には意味がない。

(3) 全国の都道府県教委、政令指定都市教委で学校名・教員名を非開示とする所は少数である。

(4) 以上より、本件処分における非開示の範囲は、条例、関連する判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものであり、本件処分は取り消されるべきである。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書における主張要旨

(1) 条例の解釈について

ア 公文書の開示について、条例第13条は、「次条に規定する場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と定めている。

一方、条例第14条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記載されている場合は、当該公文書を開示してはならないと定めている。

イ 非開示情報として、条例第14条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人情報であって特定の個人を識別できる情報は、原則として非開示と規定している。当該情報には、単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより識別可能となるものも含まれる。照合の対象となる「他の情報」としては、公知（周知）の情報

や、図書館などの公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。さらに、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。

(2) 公文書を部分開示とした理由

本件処分は、答申第222号に従ったものである。

ア 加害教員の氏名について

答申第222号によれば、「特定の個人を識別できるもの」に該当するか否かの判断については、「一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、『特定の個人を識別できるもの』に該当するとして、非開示とすべき」としている。また、「加害教員の個人情報としては、本号本文前半（条例第14条第2号）に該当するものの、本号ただし書ハに該当するため非開示とすべきでない」としている。

しかし、加害教員氏名については「開示された場合には、既に開示されている本件公文書について体罰等の発生年月日、被害児童生徒の学年、学級、性別、部活動名及び体罰等の発生状況が記載されていることからすると、体罰事案発生当時当該学校に在籍していた児童生徒やその保護者、関係者等が入手あるいは入手しうる情報と照合することによって、被害児童生徒個人を識別することができる」としている。さらに、「加害教員名を開示することにより被害児童生徒が識別された場合、被害児童生徒の人格的利益が著しく侵害され、児童生徒の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる」としている。

したがって、被害児童生徒との関係で「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」情報であり「個人の権利利益を害するおそれ」があることから、加害教員の氏名は、非開示とした。

イ 学校名等について

学校名については、加害教員の氏名と同様の理由により、被害児童生徒との関係で、条例第14条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」情報であるから非開示とした。

学校名を特定できる情報である、校長名、市町村名、教育長名、文書番号、公印の印影、教職員名、学科名、発生場所、病院名についても、加害教員の氏名及び学校名と同様の理由により、被害児童生徒の関係で、条例第14条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」情報であるから非開示とした。

ウ 一般人が入手し得る情報について

審査請求人は、前回の審査請求における反論書で、インターネットによる検索等では、加害教員名の開示から被害児童生徒にたどり着くことは不可能であり、開示したことによって被害児童生徒に二次的な被害が生じたという報告もないと主張する。

しかし、今日、個人を特定することを業とする者が存在しているように、誰でも、個人を特定しようとするれば特定できるような社会状況にある。こういった状況を踏まえると、加害教員氏名や学校名等は既に開示された情報との照合の結果、被害児童生徒個人の特定にたどり着くおそれがある情報に該当すると考える。

エ 以上より、条例第14条第2号及び答申第222号に基づき、加害教員の氏名や学校名及びそれらが特定できる情報を非開示としたことは、他の情報との照合により被害児童生徒の特定を避けるためであることから、審査請求人の「加害教員の氏名、学校名、学校名を特定できる情報は児童生徒を識別できる情報ではないこと」とする主張は当てはまらない。

2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

- (1) 原則開示とする条例の趣旨にのっとり、できる限り開示をするため、学校名を特定できる情報を非開示としつつ、学校名を非開示としていれば個人の特定につながらない被害児童生徒の学年、クラス等を開示することとした。
- (2) 体罰事故報告書には、懲戒処分等の内容は記載されていないが、実施機関への報告書等の提出は、加害教員が何らかの懲戒処分を受ける、または、その可能性があることを明らかにすることと同義である。そのような情報は、加害教員の不名誉かつ恥ずべき事実である。また、加害教員の氏名が公になることで保護者や地域等からの信頼を失う結果となり、当該教員は法的な処分以上に事実上の不利益を被ることが考えられるため、公務員の立場を離れた個人としての評価も低下させることになるということ等も考え、加害教員の氏名を開示することは、当該教員の私生活上の権利利益も害するおそれがあるとして、当該公務員等の氏名を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合に該当するということで条例14条2号により非開示とすべきとも判断した。
- (3) 被害児童生徒の保護の必要性としては、2点考えられる。1つは、被害児童生徒のほとんどが体罰を受けたという心的な外傷やトラウマを持っているため、それを蒸し返す必要はないということ。もう1つは、仮に生徒に非があつ

たとしても体罰をするということは許されないが、児童生徒が特定された場合、関係者が被害児童生徒に原因があったため、当該教員が顧問を外されたなどと不要な憶測を呼んでしまう場合やバッシング等の懸念があり、被害生徒が違う意味での被害を受けてしまう可能性がある。このため、児童生徒の特定につながる加害教員の氏名等を非開示とした。

第6 審査会の判断

1 本件審査請求について

(1) 本件請求に係る公文書は、「群馬県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成27年度分）」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、その一部を条例第14条第2号及び第6号に該当するとして本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を不服とし、処分の取消し及び非開示部分の開示を求めている。

そこで、審査会において当事者の主張内容を吟味し、本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件公文書は、請求書に記載の特定の年度において発生した7件の体罰事案に関して実施機関が作成した公文書である。本件公文書は7件全てにおいて作成された「教職員による体罰報告書」と案件毎に異なる複数の添付書類で構成されている（以下「公文書1」ないし「公文書7」という。）。添付書類は「教職員による体罰調査書」「事情聴取」「反省文」であり、各公文書に添付された書類の名称は別表2（イ）欄に記載のとおりである。また、当審査会において見分したところ、別表2（ウ）欄の部分が非開示とされていた。各公文書は、授業や部活動中における教育現場で教育指導の過程という加害教員の職務遂行中に学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条に違反したことの報告を内容としており、加害教員や他の教員等の職務遂行についての情報が含まれている。

2 条例第14条第2号の趣旨及び解釈について

(1) 条例第14条第2号（以下「本号」という。）本文前半は個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接関わる権利であるため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別できるものは、原則として非開示とした上で、個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要がないもの、及び個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先す

るため開示すべきものを本号ただし書で例外的に開示する事項として限定列挙する方式を採用している。

また、本号本文後半は、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められたりするものがあり得ることから、補充的に非開示情報として規定したものである。

- (2) 本号本文前半が規定する「特定の個人を識別できるもの」には、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」が含まれ、これは、他の関連情報等と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。
- (3) そして、「特定の個人を識別できるもの」に該当するか否かの判断においては、特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態にまで至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、「特定の個人を識別できるもの」に該当するとして、非開示とすべきものと判断した裁判例が存在する（平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号）参照）。

3 本件処分における判断基準

- (1) 上記2のとおり、「特定の個人を識別できるもの」に該当するか否かの判断において照合の対象となる「他の情報」は、原則として公知の情報や図書館などの公共施設で入手可能なものなど一般人が通常入手しうる情報であると解すべきである（以下「一般人基準」という。）。

しかし、例外として、当該個人に関する情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められるなどの場合は、特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報を「他の情報」に含める（以下「特定人基準」という。）ことで、当該個人の権利利益の保護と公文書の開示の要請との調整を図るべき場合があると解する。

(2) 本件における個別の公文書において照合の対象となる「他の情報」の検討に当たっては、被害児童生徒の心身が未成熟であるため成人と比べ心の傷が癒えるまでに相当な期間を要すること及び学校が児童生徒にとって生活の中心で地域との関わりも強く、卒業した後も地域内における評判などの社会的評価に影響を及ぼす場合があることに鑑みて、児童生徒の人格的利益を最大限尊重すべく慎重な判断が求められるものと解する。

また、昨今のSNSの利用状況等も鑑みると、児童生徒に関する情報が相当の期間にわたり一般の閲覧に供し続けられる可能性も否定できないことから、一度個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価を著しく低下させる状況が生じたときは、かかる状況が長期間にわたり継続することが懸念される。

更に、本件処分においては、相当程度被害児童生徒の識別につながる情報や、それ自体が児童生徒等の人格的利益又は社会的評価に関わる情報が既に開示されていることから、「他の情報」の検討に際して、既に開示されている情報の内容についても考慮した上で、児童生徒の人格的利益の侵害を回避すべく、十分な配慮が要請されると解すべきである。

(3) 実施機関は、被害児童生徒が体罰を受けたという情報が開示されることにより被害児童生徒の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合に該当し、特定人を基準として被害児童生徒等を識別することができるか判断すべきである旨を主張する。

しかし、体罰等に至るまでの経緯や対象公文書に記載された個人に関する情報の内容及びその性質は多種多様であり、児童生徒の人格的利益の低下等が生ずると認められない事案も存在する。よって、体罰を受けた情報であることの一事をもって一律に特定人基準により判断するのではなく、各公文書に記載された内容や既に開示された内容に応じて、個別に一般人基準によるか特定人基準によるかの判断を行うものとする。

4 各公文書における「他の情報」の範囲について

(1) 公文書1について

公文書1には、被害生徒が真摯に授業に取り組まず、ゴムで遊んでいたこと及び被害生徒が体罰により精神的なダメージを受けているとの記載があり、その旨本件処分において開示されている。

このため、被害生徒が識別された場合、既に開示されている、過去に行っ

たとされる行為の内容や体罰発生後の被害生徒の心身の状況といった、秘匿性の高く、被害生徒の人格的利益や社会的評価に関わる情報と相俟って、被害生徒の人格的利益が著しく侵害され、被害生徒の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる。

よって、公文書1については、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断するべきである。

(2) 公文書2について

公文書2には、部活動の場における試合の結果を受け加害教員が気持ちを抑えることができずに体罰を行ったこと、加害教員が体罰を行ったことについて自ら校長へ報告などをしたこと並びに被害生徒及び被害生徒の保護者の意見が記載されており、その旨本件処分において開示されている。

既に開示された情報の中には被害生徒の部活動でのプレーが期待されたレベルに及ばなかったという部分はあるものの、その事実は特段被害生徒に帰責性があるものとは認められず、あくまでも加害教員による一方的な有形力の行使であったと評価される事案であることから、被害生徒が識別された場合でも、被害生徒の人格的利益が侵害され、又は社会的評価が低下する内容とは認められない。また、被害生徒及び被害生徒の保護者の意見の部分についても、人格に密接に結びつく内容とは認められない。

よって、公文書2については、被害生徒又は被害生徒の保護者が識別された場合でも、被害生徒の人格的利益が著しく侵害され、被害生徒の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性は認められないことから一般人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断するべきである。

(3) 公文書3について

公文書3には、被害児童の友人関係を巡る心情や被害児童の保護者の心情及び被害児童以外の児童が下級生に暴力行為を行い、一時は自らの関与を否定し虚偽の事実を教師に伝えた旨が詳細に記載されており、その旨本件処分において開示されている。

このため、被害児童、被害児童の保護者又は関係する他の児童が識別された場合、既に開示されている、被害児童等の心情や過去に行ったとされる行為の内容などの秘匿性が高く、被害児童等の人格的利益や社会的評価に関わる情報と相俟って、被害児童等の人格的利益が著しく侵害され、被害児童等の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる。

よって、公文書3については、特定人基準により、相当程度の確実性をも

って被害児童等を識別することが可能であるかを判断すべきである。

(4) 公文書4について

公文書4には、被害生徒が校内への持ち込み及び使用が禁止されている携帯電話を使用していたこと及び被害生徒の保護者の学校に対する要望が記載されており、その旨本件処分において開示されている。

このため、被害生徒が識別された場合、本件処分が開示された、被害生徒が過去に行ったとされる校則違反行為や保護者の内心に直結する意見などの秘匿性が高く、被害生徒及びその保護者の人格的利益や社会的評価に関わる情報と相俟って、被害生徒及び保護者の人格的利益が著しく侵害され、被害生徒及び保護者の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる。

よって、公文書4については、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

(5) 公文書5について

公文書5には、授業中における加害教員からの質問に対し、被害生徒らの回答が誤りであったことから加害教員が体罰行為を行った旨が記載されており、その旨本件処分において開示されている。

開示された内容は、回答が誤りであったという部分はあるものの、学校の授業における誤答自体は生徒に帰責性があるものとは認められず、加害教員による一方的な有形力の行使等であると評価すべき事案であることから、被害生徒が識別された場合であっても、被害生徒の人格的利益が侵害され、又は社会的評価が低下する内容とは認められない。

このため、被害生徒が識別された場合でも、被害生徒の人格的利益が著しく侵害され、被害生徒の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性は認められない。

よって、公文書5については、一般人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

(6) 公文書6について

公文書6には、被害生徒の問題とされた行動など、被害生徒の人格と密接に結びつくものと評価できる内容が詳細に記載されており、その旨本件処分において開示されている。

このため、被害生徒が識別された場合、本件処分が開示された上記の情報と相俟って、被害生徒の人格的利益が著しく侵害され、被害生徒の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる。

よって、公文書6については、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

(7) 公文書7について

公文書7には、被害生徒の問題とされた行動や加害教員から指導を受けた事実及びその内容等、被害生徒の評価及び名誉に関わる秘匿性の高い情報が詳細に記載され、その旨本件処分において開示されている。加えて、本件処分において被害生徒の組及び出席番号が開示されていることから、他の事案に比べ被害生徒の特定が容易であると認められる。

このため、被害生徒が識別された場合、本件処分が開示された上記の情報と相俟って、被害生徒の人格的利益が著しく侵害され、被害生徒の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる。

よって、公文書7については、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

5 非開示情報該当性について

(1) 被害児童生徒の氏名及び住所について

被害児童生徒の氏名及び住所は、個人に関する情報に該当し、特定の個人を識別することができるものといえるため、条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示としたことは妥当である。

(2) 加害教員の氏名のうち、自筆署名及び印影を除く部分について

ア 加害教員の個人識別性について

(ア) 体罰事故報告書等に記載された加害教員の氏名は、個人に関する情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであるため条例第14条第2号本文前半に該当する。

(イ) もっとも、当該個人が公務員等であり、当該情報はその職務の遂行に係る情報であることから、同号ただし書ハの該当性について検討する。

実施機関は、加害教員の氏名を公にすることにより、当該教職員が懲戒処分等を受ける又は受ける可能性があることが明らかとなり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると主張する。

しかし、加害教員の氏名を公にすることで当該加害教員が非違行為を行ったことは明らかとなるものの、懲戒処分を受けたか否かという事実まで公になるものではないことから、公務員の立場を離れた個人としての評価

をも低下させる情報とは認められないため、加害教員の氏名は、同号ただし書ハに該当する。

- (ウ) したがって、加害教員の氏名は条例第14条第2号本文前半に該当するが、同号ただし書ハに該当し、除外事由に該当しないため、加害教員の個人識別性の観点においては、非開示情報に該当しない。

イ 被害児童生徒の個人識別性について

実施機関は、加害教員の氏名は被害児童生徒を識別することができる情報にも該当する旨主張するため、被害児童生徒の個人識別性の観点からも加害教員の氏名の条例第14条第2号該当性について、以下検討する。

(ア) 公文書1について

公文書1については、前述4(1)のとおり、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

公文書1において、加害教員の氏名を開示した場合、体罰事案発生当時に当該学校に在籍していた生徒やその保護者、教職員等が現に入手している、あるいは入手し得る被害生徒、教員又は学校に関する情報と照合することによって、相当程度の確実性をもって被害生徒個人を識別することが可能であると認められる。

したがって、公文書1において加害教員の氏名は、被害生徒を識別することができる情報であることから、条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これを非開示としたことは妥当である。

(イ) 公文書2について

公文書2については、前述4(2)のとおり、一般人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

公文書2において、加害教員の氏名を学校関係者等以外の一般人が通常の方法により入手し又は入手し得る情報と照合することによって、相当程度の確実性をもって被害生徒個人を識別することが可能であるとは認められない。

したがって、公文書2において加害教員の氏名は条例第14条第2号本文前半に該当するが、同号ただし書ハにも該当するため、これを開示すべきである。

(ウ) 公文書3について

公文書3については、前述4(3)のとおり、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害児童等を識別することが可能であるかを判断す

るべきである。

公文書3において、加害教員の氏名を開示した場合、体罰事案発生当時に当該学校に在籍していた児童、その保護者及び教職員等が現に入手している、あるいは入手し得る被害児童、教員又は学校に関する情報と照合することによって、相当程度の確実性をもって被害児童、被害児童の保護者又は関係する他の児童を識別することが可能であると認められる。

したがって、文書3において加害教員の氏名は、被害児童等を識別することができる情報であることから条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これを非開示としたことは妥当である。

(エ) 公文書4について

公文書4については、前述4(4)のとおり、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断するべきである。

公文書4において、加害教員の氏名を開示した場合、体罰事案発生当時に当該学校に在籍していた生徒やその保護者及び教職員等並びに部活動関係者が現に入手している、あるいは入手し得る被害生徒、教員又は学校に関する情報と照合することによって、相当程度の確実性をもって被害生徒及び被害生徒の保護者を識別することが可能であると認められる。

したがって、文書4において加害教員の氏名は、条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これを非開示としたことは妥当である。

(オ) 公文書5について

公文書5については、前述4(5)のとおり、一般人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断するべきである。

公文書5において、加害教員の氏名を、学校関係者等以外の一般人が通常の方法により入手し又は入手し得る情報と照合することによって相当程度の確実性をもって被害生徒個人を識別することが可能であるとは認められない。

したがって、公文書5において加害教員の氏名は条例第14条第2号本文前半に該当するが、同号ただし書にも該当するため、これを開示すべきである。

(カ) 公文書6について

公文書6については、前述4(6)のとおり、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断するべきである。

公文書6において、加害教員の氏名を開示した場合、被害生徒と同じ部活に所属していた生徒をはじめとする体罰事案発生当時に当該学校に在籍していた生徒及び教職員等並びに部活動の関係者が現に入手している、あるいは入手し得る被害生徒、教員又は学校に関する情報と照合することによって相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められる。

したがって、文書6において加害教員の氏名は、被害生徒を識別することができる情報であることから条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これを非開示としたことは妥当である。

(キ) 公文書7について

公文書7については、前述4(7)のとおり、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

公文書7において、加害教員の氏名を開示した場合、体罰事案発生当時に当該学校に在籍していた児童生徒やその保護者、教職員等が現に入手している、あるいは入手し得る被害生徒、教員又は学校に関する情報と照合することによって、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められる。

したがって、文書7において加害教員の氏名は、被害生徒を識別することができる情報であることから条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これを非開示としたことは妥当である。

(3) 加害教員の氏名のうち、自筆署名及び印影の部分について

公文書3、公文書5、公文書6及び公文書7では、反省文の末尾に記載された加害教員の自筆署名及び印影が非開示とされている。このうち公文書3、公文書6及び公文書7については前記(2)のとおり、加害教員の氏名は非開示とされるべきであることから、同様に自筆署名及び印影についても非開示とされるべきである。

公文書5については加害教員の氏名は開示すべきと判断したが、反省文の末尾に記載された印影は、加害教員の反省又は謝罪という内心が記載された文書が真正に成立したことを証明するために押印されたものと認められる。公文書5の印影を審査会で見分したところ、その形状は日常一般の私的経済活動において使用されていることも否定できない印章によるものであった。また、自筆署名は加害教員が自ら署名したものであることを疑うべき事情は認められず、

その形状については固有のものであると認められた。

このことから、加害教員の自筆署名及び印影については、スキャナー等による複写の技術が格段に進歩した今日にあっては、公にすることで、署名、印影又は印影を検出した印章を偽造され、犯罪に利用されるなどにより加害教員の財産権等の権利利益を不当に侵害するおそれがあるといえるため、条例第14条第2号ただし書ハから除かれる「当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に該当すると認められる。

したがって、自筆署名及び印影については条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これらを非開示としたことは妥当である。

(4) 加害教員の住所について

公文書3では、反省文の末尾に記載された加害教員の住所が非開示とされている。加害教員の住所については、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これを非開示としたことは妥当である。

(5) 学校名の一部及び学校名を特定することができる情報について

実施機関は、本件処分において学校名の一部並びに学校名を特定できる情報である校長氏名、校長印の印影、市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長の印影、文書番号、教育事務所名、加害教員以外の教職員氏名、学科名、体罰の発生場所及び病院名について、他の情報と照合することにより被害児童生徒を特定することができる情報であるとして非開示とした。

これらのうち、市町村名、市町村教育長氏名及び市町村教育長の印影については、群馬県内には小学校又は中学校がそれぞれ1校のみ設置されている市町村が存在するところ、この場合に限り市町村名等を非開示としたのでは結果として学校名が特定可能であるとして、全ての市町村名を非開示としている。

しかし、審査会で調査したところ、小学校又は中学校がそれぞれ1校のみ設置されている市町村は群馬県内に複数存在することが認められた。

このため、小学校又は中学校が該当市町村に1校のみ設置されている場合に限り、市町村名、市町村教育長氏名及び市町村教育長の印影から学校名を特定することができるものと認められる。

そこで以下、学校名の一部及び実施機関が学校名を特定することができるとしている情報について、加害教員の氏名と同様に、それらの情報が開示されることによって相当程度の確実性をもって被害児童生徒を識別することが可

能であるか否かという観点から、個別の事案ごとに判断する。

ア 公文書1について

公文書1では、学校名の一部のほか、学校名を特定することができる情報として、校長氏名、校長印の印影、市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影及び文書番号の一部が非開示とされている。

公文書1については、前述4(1)のとおり、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

公文書1において、学校名を開示した場合、5(2)イ(ア)で挙げた特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することで、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められる。

また、校長氏名及び校長印の印影については、これらを開示することで、前述の特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することで、学校名が特定され、それによって、相当程度の蓋然性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められる。

他方、当該市町村内に中学校が複数存在することから、市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影及び文書番号の一部については、特定人基準によっても学校名を特定することができる情報であるとは認められないため、前述の特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することによって相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるとは認められない。

したがって、公文書1において学校名の一部及び実施機関が学校名を特定することができるとする情報のうち、校長氏名及び校長印の印影については条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これらを非開示としたことは妥当であるが、市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影及び文書番号の一部については開示すべきである。

イ 公文書2について

公文書2では、学校名の一部のほか、学校名を特定することができる情報として、校長氏名、校長印の印影、市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影、文書番号の一部及び体罰が発生した場所の一部が非開示とされている。

公文書2については、前述4（2）のとおり、一般人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

公文書2において、一般人を基準として、学校名の一部及び実施機関が学校名を特定することができるとする情報と他の情報を照合することによって、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められない。

したがって、公文書2において、学校名の一部のほか、学校名を特定することができるとする情報の全部を開示すべきである。

ウ 公文書3について

公文書3では、学校名の一部のほか、学校名を特定することができるとする情報として、校長氏名、校長印の印影、市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影、教育事務所名の一部、加害教員以外の教員氏名及び文書番号の一部が非開示とされている。

公文書3については、前述4（3）のとおり、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害児童等を識別することが可能であるかを判断すべきである。

公文書3において、学校名を開示した場合、5（2）イ（ウ）で挙げた特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することによって、相当程度の確実性をもって被害児童を識別することが可能であると認められる。

また、実施機関が学校名を特定することができるとする情報のうち、校長氏名、校長印の印影及び加害教員以外の教員氏名については、これらを開示することで、前述の特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することで、学校名が特定され、それによって、相当程度の蓋然性をもって被害児童等を識別することが可能であると認められる。

他方、当該市町村内には小学校が複数存在することから、市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影、文書番号の一部及び教育事務所名の一部については、特定人基準によっても学校名を特定することができる情報であるとは認められないため、前述の特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することによって相当程度の確実性をもって被害児童等を識別することが可能であるとは認められない。

したがって、公文書3において学校名の一部及び実施機関が学校名を特定

することができるとする情報のうち、校長氏名、校長印の印影及び加害教員以外の教員氏名については条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これらを非開示としたことは妥当であるが、市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影、文書番号の一部及び教育事務所名の一部については開示すべきである。

エ 公文書4について

公文書4では、学校名の一部のほか、学校名を特定することができる情報として、校長氏名、校長印の印影、文書番号の一部、被害生徒の所属する学科名及び加害教員の前任校名の一部が非開示とされている。

公文書4については、前述4(4)のとおり、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断するべきである。

公文書4において、学校名を開示した場合、5(2)イ(エ)で挙げた特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することによって、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められる。

また、実施機関が学校名を特定することができるとする情報のうち、校長氏名、校長印の印影及び文書番号の一部については、これらを開示することで、前述の特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することで、学校名が特定され、それによって、相当程度の蓋然性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められる。

他方、被害生徒の所属する学科名については、県内に同名の学科を有する学校が複数存在することが認められることから、特定人基準によっても学校名を特定することができる情報であるとは認められない。また、加害教員の前任校名の一部についても、特定人基準によっても被害生徒が体罰発生時に所属していた学校を特定することができる情報であるとは認められない。このため、学科名及び加害教員の前任校名については、前述の特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することによって相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるとは認められない。

したがって、公文書4において学校名の一部及び実施機関が学校名を特定することができるとする情報のうち、校長氏名、校長印の印影及び文書

番号の一部については条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これらを非開示としたことは妥当であるが、被害生徒の所属する学科名及び加害教員の前任校名の一部については開示すべきである。

オ 公文書5について

公文書5では、学校名の一部のほか、学校名を特定することができる情報として、校長氏名、校長印の印影、加害教員以外の教員氏名、文書番号の一部、被害生徒の所属する学科名及び加害教員の前任校名の一部が非開示とされている。

公文書5については、前述4(5)のとおり、一般人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

公文書5において、学校名の一部及び実施機関が学校名を特定することができるとする情報を開示した場合、一般人を基準として他の情報を照合することによって、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるとは認められない。

したがって、公文書5において、学校名の一部のほか、実施機関が学校名を特定することができるとする情報の全部を開示すべきである。

カ 公文書6について

公文書6では、学校名の一部のほか、学校名を特定することができるとして、校長氏名、校長印の印影、加害教員の担当する学年、体罰が発生した場所の一部、被害生徒の所属する学年及び加害教員以外の教員氏名が非開示とされている。

公文書6については、前述4(6)のとおり、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

公文書6において、学校名を開示した場合、5(2)イ(カ)で挙げた特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することによって、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められる。

また、実施機関が学校名を特定することができるとする情報は、いずれも、それを開示することで、前述の特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することで、学校名が特定され、それによって、相

当程度の蓋然性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められる

したがって、公文書6において学校名の一部及び実施機関が学校名を特定することができるとする情報の全ては、条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これらを非開示としたことは妥当である。

キ 公文書7について

公文書7では、学校名の一部のほか、学校名を特定することができるとして、校長氏名、校長印の印影、病院名、病院住所の一部、加害教員以外の教員氏名及び文書番号の一部が非開示とされている。

公文書7については、前述4(7)のとおり、特定人基準により、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であるかを判断すべきである。

公文書7において、学校名を開示した場合、5(2)イ(キ)で挙げた特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することによって、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められる。

この点、公文書7については、本件処分において被害生徒が所属していた組及び出席番号が開示されていることから、学校名が特定されれば、前述の特定人であれば、極めて容易に被害生徒を識別することが可能であると認められるため、学校名の特定につながる情報についても、特に慎重な判断が求められるというべきである。

そして、実施機関が学校名を特定することができるとする情報のうち、校長氏名、校長印の印影、加害教員以外の教員氏名及び文書番号の一部については、これらを開示することで、前述の特定人が現に入手している、あるいは入手し得る情報と照合することで、学校名が特定され、それによって、相当程度の蓋然性をもって被害生徒を識別することが可能であると認められる。

更に、病院名及び病院住所の一部についても、審査会において見分、調査した結果、当該病院の所在地と学校の所在地との間には地理的関連性が認められることから、前述の特定人基準によれば、これらを開示することで被害生徒の在籍する学校名を特定することが可能であり、それによって、相当程度の確実性をもって被害生徒を識別することが可能であると認めら

れる。

したがって、公文書7において学校名の一部、校長氏名、校長印の印影、加害教員以外の教員氏名、文書番号の一部、病院名及び病院住所の一部については条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、これらを非開示としたことは妥当である。

(6) 反省文の内容について

審査会において、反省文に記載されている内容を見分したところ、加害教員の反省又は謝罪が記載された部分が非開示とされていた。

加害教員の反省又は謝罪が記載された部分は、加害教員の人格に密接に結びつくものであるため、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある情報に該当する。

したがって、反省文については、条例第14条第6号の該当性を判断するまでもなく、条例第14条第2号本文後半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、これを非開示としたことは妥当である。

6 付言

本件の審査にあたり、審査会において対象公文書を見分したところ、本件処分において、体罰等の発生年月日、被害児童生徒の学年、学級、性別、部活動名、体罰等の発生状況及び保護者からの聴取内容並びに加害教員に対する指導状況等の、それ自体で相当程度被害児童生徒の識別につながり得る情報や、人事管理情報に該当する可能性がある情報が開示されていた。

審査会としては、本件処分において開示された情報の一部は、児童生徒及び保護者のプライバシーや人格的利益の保護の観点並びに適正な人事情報の管理の観点から、市町村名、学校名及び加害教員の氏名等の情報に比して、その開示についてより慎重に検討、判断するのが適当であったと考える。

よって、実施機関においては、今後の公文書開示にあたって、非開示情報に関する適切な認識のもと、公文書開示制度の趣旨、目的に則した決定を行うよう努められたい。

また、既述のとおり、本件処分において体罰等の発生年月日、被害児童生徒の学年、学級、性別、部活動名、体罰等の発生状況及び保護者からの聴取内容並びに加害教員に対する指導状況等が開示されていることから、今回当審査会が開示相当と判断した情報と既に関示済みの情報を照合することで、比較的容易に被害

児童生徒が識別され得るとともに、事案によっては被害児童生徒の人格的利益に関わる問題や実施機関における人事管理に支障が生じる可能性も否定できないところである。

そのため、本件公文書を取得した者は、条例第24条（適正な請求及び使用）の趣旨にのっとり、開示により得た情報の慎重な取扱いに留意されたい。

7 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

8 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 3月 24日	諮問
令和 3年 11月 19日 (第87回 第二部会)	審議（本件事案の概要説明）
令和 3年 12月 23日 (第88回 第二部会)	審議（実施機関の口頭説明）
令和 4年 1月 31日 (第89回 第二部会)	審議
令和 4年 2月 21日 (第90回 第二部会)	審議
令和 4年 6月 16日 (第91回 第二部会)	審議
令和 4年 7月 28日 (第92回 第二部会)	審議
令和 5年 12月 6日	答申

(あ) 文書名	(い) 非開示部分	(う) 非開示理由
教職員による 体罰報告書	被害児童生徒氏名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 開示することにより、被害児童生徒個人が識別されるため。
	被害生徒住所	
	学校名の一部	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 地域住民等が入手あるいは入手しうる情報及び保有している情報や同じ文書にある他の情報と照合することによって、被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
	校長氏名（印影含む）	
	市町村名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 小学校・中学校がそれぞれ1校しか設置されていない自治体があり、その場合、特定の学校及び被害児童生徒個人の識別が可能となるため。
	市町村教育長氏名 （印影含む）	
	体罰を行った教職員氏名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、教職員氏名を開示することにより、当該教職員が懲戒処分等を受ける又は受ける可能性があることが明らかとなり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため。 地域住民等が入手あるいは入手しうる情報及び保有している情報や同じ文書にある他の情報と照合することによって、被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
	文書番号の一部	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 文書番号に市町村名や学校名の一部が用いられており、他の情報と照合することにより、被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
	被害生徒の所属する学科名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 特徴的な学科及びコースを設置している学校があるため、他の情報と照合することにより、学校名及び被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
	体罰（不適切な指導）の発生した場所の一部	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 地域住民等が入手あるいは入手しうる情報及び保有している情報や同じ文書にある他の情報と照合することによって、被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
病院名及びその住所の一部		

(あ) 文書名	(い) 非開示部分	(う) 非開示理由
	体罰（不適切な指導）を行った教職員以外の教職員氏名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、学校名及び被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
	市町村教育委員会事務局名及び教育事務所名の一部	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 市町村名や地域名が用いられており、他の情報と照合することにより、市町村名、学校名及び被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
教職員による 体罰調査書	被害児童生徒氏名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 開示することにより、被害児童生徒個人が識別されるため。
	学校名の一部	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 地域住民等が入手あるいは入手しうる情報及び保有している情報や同じ文書にある他の情報と照合することによって、被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
	校長氏名（印影含む）	
	市町村名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 小学校・中学校がそれぞれ1校しか設置されていない自治体があり、その場合、特定の学校及び被害児童生徒個人の識別が可能となるため。
	市町村教育長氏名（印影含む）	
	体罰を行った教職員氏名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、教職員氏名を開示することにより、当該教職員が懲戒処分等を受ける又は受ける可能性があることが明らかとなり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため。 地域住民等が入手あるいは入手しうる情報及び保有している情報や同じ文書にある他の情報と照合することによって、被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
体罰（不適切な指導）の発生した場所の一部または全部	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、学校名及び被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。	

(あ) 文書名	(い) 非開示部分	(う) 非開示理由
	体罰（不適切な指導）を行った教職員以外の教職員氏名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、学校名及び被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
	市町村教育委員会事務局名の一部	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、市町村名、学校名及び被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
事情聴取	被害生徒氏名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 開示することにより、被害児童生徒個人が識別されるため。
	学校名の一部	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 地域住民等が入手あるいは入手しうる情報及び保有している情報や同じ文書にある他の情報と照合することによって、被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
	体罰を行った教職員氏名	
	体罰を行った教職員以外の教職員氏名	
	前任校名の一部	
反省文	反省文のうち、報告事案に関する事実の記載を除いた内容	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 被害児童生徒個人を識別することはできないが、反省文の内容は個人の人格と密接に関連するものであり、公にすることで、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 【群馬県情報公開条例第14条第6号該当】 反省文の内容を開示した場合、今後自己の都合の悪い内容や具体的な内容を反省文に記述しなくなり、適正な人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあるため。
	被害児童生徒氏名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 開示することにより、被害児童生徒個人が識別されるため。
	学校名の一部	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、教職員氏名を開示することにより、当該教職員が懲戒処分等を受ける又は受ける可能性があることが明らかとなり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため。 地域住民等が入手あるいは入手しうる情報及び保有している情報や同じ文書にある他の情報と照合することによって、被害児童生徒個人を識別することが可能となるため。
	体罰を行った教職員氏名及び住所	
自筆署名（印影含む）		

(ア) 公文書番号	(イ) 公文書の件名 (報告年月日)	(ウ) 審査会で確認した 非開示部分	(エ) 開示すべき部分
公文書1	教職員による体罰報告書 (平成27年6月26日)	被害生徒氏名	
		市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影	市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影
		学校名の一部、校長氏名	
		加害教員の氏名	
		文書番号の一部	文書番号の一部
	教職員による体罰調査書 (平成27年6月26日)	被害生徒氏名	
		学校名の一部、校長氏名、校長印の印影	
		市町村名、市町村教育長氏名	市町村名、市町村教育長氏名
公文書2	教職員による体罰報告書 (平成27年7月16日)	被害生徒氏名	
		学校名の一部、校長氏名	学校名の一部、校長氏名
		市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影	市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影
		加害教員の氏名	加害教員の氏名
		文書番号の一部	文書番号の一部
	教職員による体罰調査書 (平成27年6月16日)	被害生徒氏名	
		学校名の一部、校長氏名、校長印の印影	学校名の一部、校長氏名、校長印の印影
		市町村名、市町村教育長氏名	市町村名、市町村教育長氏名
		加害教員の氏名	加害教員の氏名
		体罰の発生した場所の一部	体罰の発生した場所の一部
公文書3	教職員による体罰報告書 (平成28年2月2日)	被害児童氏名	
		学校名の一部	
		市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影	市町村名、市町村教育長氏名、市町村教育長印の印影
		加害教員の氏名	
		文書番号の一部	文書番号の一部
	教職員による体罰調査書 (平成28年2月2日)	教育事務所名の一部	教育事務所名の一部
		被害児童氏名	
		学校名の一部、校長氏名、校長印の印影	
		市町村名、市町村教育長氏名	市町村名、市町村教育長氏名
		加害教員の氏名	
	反省文 (平成28年3月10日)	加害教員以外の教員氏名	
		事実の記載を除いた部分	
		被害児童氏名	
		学校名の一部	
		加害教員氏名及び住所	
	自筆署名、印影		

(ア) 公文書番号	(イ) 公文書の件名 (報告年月日)	(ウ) 審査会で確認した 非開示部分	(エ) 開示すべき部分
公文書 4	教職員による体罰報告書 (平成27年12月2日)	被害生徒氏名	
		学校名の一部、校長氏名、校長印の印影	
		加害教員の氏名	
		文書番号の一部	
		被害生徒の所属する学科名	被害生徒の所属する学科名
	教職員による体罰調査書 (平成27年12月1日)	被害生徒氏名	
		学校名の一部、校長氏名、校長印の印影	
		加害教員の氏名	
		被害生徒の所属する学科名	被害生徒の所属する学科名
		加害教員の前任校名の一部	加害教員の前任校名の一部
公文書 5	教職員による体罰報告書 (平成27年5月13日)	被害生徒氏名	
		学校名の一部、校長氏名、校長印の印影	学校名の一部、校長氏名、校長印の印影
		加害教員の氏名	加害教員の氏名
		文書番号の一部	文書番号の一部
		被害生徒の所属する学科名	被害生徒の所属する学科名
	事情聴取	被害生徒氏名	
		学校名の一部	学校名の一部
		加害教員の氏名	加害教員の氏名
		加害教員以外の教員氏名	加害教員以外の教員氏名
	群馬県教育委員会様あて(反省文)及び別紙	事実の記載を除いた部分	
		学校名の一部	学校名の一部
		自筆署名、印影	
		校長氏名	校長氏名
公文書 6	教職員による体罰報告書 (平成27年10月26日)	被害生徒氏名	
		学校名の一部、校長氏名、校長印の印影	
		加害教員の氏名	
		加害教員の担当年次	
		体罰の発生した場所の一部	
		被害生徒の所属する年次	
		加害教員以外の教員氏名	
	事情聴取概要	被害生徒氏名	
		学校名の一部、校長氏名	
		加害教員以外の教員氏名	
	反省文	事実の記載を除いた部分	
		被害生徒氏名	
		体罰の発生した場所の一部	
		学校名の一部	
		自筆署名、印影	

(ア) 公文書番号	(イ) 公文書の件名 (報告年月日)	(ウ) 審査会で確認した 非開示部分	(エ) 開示すべき部分
公文書 7	教職員による体罰報告書 (平成 27 年 12 月 3 日)	被害生徒氏名及び被害生徒住 所	
		学校名の一部、校長氏名、校 長印の印影	
		加害教員の氏名	
		文書番号の一部	
		加害教員以外の教員氏名	
		病院名及び病院住所の一部	
	事情聴取	被害生徒氏名	
		学校名の一部	
		加害教員の氏名	
		加害教員以外の教員氏名	
	反省文	事実の記載を除いた部分	
		被害生徒氏名	
		学校名の一部	
		自筆署名、印影	